

大阪府臨床細胞学会会則

第1章 名称

第1条 本会は、大阪府臨床細胞学会と称する。

第2章 目的および事業

第2条 本会は、大阪府における臨床細胞学の発展と普及を図り、医療の向上に寄与することを目的とする。

第3条 本会は、その目的達成のために次の事業を行う。

1. 学術集会の開催
2. 会誌の発行
3. その他本会の目的達成のための必要な事業

第3章 会員

第4条 本会は、個人ならびに団体会員により構成され、以下の会員種別を設ける。

1. 正会員 原則として大阪府に在住あるいは主たる職場をもつ日本臨床細胞学会会員で、本会の目的に賛同し、入会手続きを終えた個人。
2. 当日会員 本会の目的に賛同し、学術集会等の参加費用を支払い、これに出席する個人。
3. 名誉会員 満65歳以上で、本会に対して、多大な貢献があり、役員会において推薦された個人。推薦基準は別に定める。
4. 賛助会員 本会の事業に、寄付その他の援助を与える団体または個人。

第5条 会員の入会については、所定の方法により申し込むものとする。会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならないが、入会を認めない場合は速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

第6条 会員は、毎年3月末日までに、別途定める年会費を本会に納入しなければならない。ただし、名誉会員は年会費を納入することを要しない。

第7条 本会会員は、退会届を提出しこれが受理されたとき、あるいは本人が死亡または会員である団体が消滅したとき、会員の資格を失う。また、本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたときや、3年以上引き続き会費を滞納した場合は、役員会の議をへて退会せしめることができる。

第8条 会員は、退会するとき、または住所、勤務先などを変更したときは、すみやかに事務局に通知しなければならない。

第4章 役員等

第9条 本会には、会長1名、監事1名および理事若干名の役員をおく。

第10条 会長は、本会に属する正会員の中から既存役員会により推薦を受け、総会にて承認されなければならない。理事および監事は、会長がこれを委嘱する。

第11条 会長は、理事の中より、副会長1名、会務（総務、会計）を担当する理事を各1名選任し、役員会で承認されなければならない。

第12条 会長は、本会を代表し、必要に応じて役員会を招集し、本会に関する重要事項を協議し実行する。

第13条 副会長は会長を補佐し、会長がその任を執行できない場合は、会長の職務を代行する。

第14条 役員任期は3年とする。再任を妨げないが、会長の連続しての任期は2期までとする。

第15条 会長ならびに理事は選出年度の3月31日現在満65歳以下のものとする。

第5章 学術集会

第16条 本会は、毎年1回の定期学術集会を開催する。

第17条 学術集会の会長は、役員会の議をへて会長が委嘱する。

第18条 会長は、臨時学術集会、研修会、講演会等を随時開催することができる。

第6章 会議

- 第19条 本会の会議は、総会及び役員会の2種とする。
- 第20条 総会は、正会員を持って構成し、毎年1回定期学術集会と同時に開催する。その他会長は、臨時総会を招集し、開催することができる。
- 第21条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 第22条 役員会は、次に掲げる場合に開催する。
1. 会長が必要と認めたとき
 2. 役員総数の3分の1以上から役員会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- 第23条 役員会は、役員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。
- 第24条 役員会の議事は、役員出席者数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 会計

- 第25条 本会の経費は、別途定める年会費、寄付金および他の収入をもってあてる。
- 第26条 年会費の額および納入方法は、役員会にはかつて会長が定める。
- 第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第28条 予算案は、役員会の議をへて、定期総会において承認を得なければならない。前年度収支決算については、会計年度終了後に、監事の監査をへたうえで、役員会で報告し、定期総会において承認を得なければならない。

第8章 会則の改正等

- 第29条 会則を改正するときは、役員会の協議を経て、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を得なければならない。
- 第30条 本会則の施行について必要な細則は、役員会の議決を経て、会長がこれを定め、必要に応じて改正することができる。

付 則

1. 本会則は、昭和59年3月3日より実施する。
2. 平成10年2月28日一部改正。
3. 平成17年3月 5日一部改正。
4. 平成19年3月 3日一部改正。
5. 平成30年3月 3日一部改正。
6. 平成31年3月 9日一部改正。
7. 令和3年3月29日一部改正。

大阪府臨床細胞学会会則施行細則

1. 本会の事務局は、原則として会長の所属施設におく。
2. 本会の年会費は、医師・技師ともに3,000円とする。賛助会員は一口1万円とする。
3. 名誉会員の推戴には、以下のいずれかを判断基準の一つとする。ただし役員任期中は名誉会員に推戴することはできない。
 - 日本臨床細胞学会大阪府支部支部長あるいは本会会長経験者
 - 日本臨床細胞学会大阪府支部細胞検査士会会長あるいは本会細胞検査士会会長経験者
 - 本会に対し、上記と同等の貢献をしたとみなし得る者
4. 本会の事業に必要な活動には、各参集者に交通費を支給することができる。但し、本会の学術集会時に開催される役員会などへの出席の際には、交通費の支給は行わない。
5. 施行細則を改正するときは、役員会による議決を得なければならない。